

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月二十四日

広島県人事委員会
委員長 船 木 孝 和

広島県人事委員会規則第十号

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成十五年広島県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第二条から第四条まで 削除	第二条 削除 （特定任期付職員業績手当） 第三条 条例第六条第五項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第二項又は第三項の規定により特定任期付職員（同条第一項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。 第四条 特定任期付職員業績手当は、三月一日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことがある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号。以下「給与規則」という。）第二十六条第六項に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。 2 前項の規定によるもののほか、特定任期付職員業績手当は、退職の日の属する月の初日（以下「退職に係る基準日」という。）を起算日として前一年以内の基準日に係る特定任期付職員業績手当の支給を受けていない特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日）から退職に係る基準日までの間にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対

し、退職に係る基準日の属する月の給与規則
第十条に規定する給料の支給日に支給するこ
とができるものとする。

附 則

この人事委員会規則は、令和七年四月一日から施行する。